

(3) 非課税貯蓄申告書等の様式及び記載要領

非課税貯蓄申告書（非課税貯蓄申込書）

本制度の適用を受けようとするときに提出します。

組合で記入します

3枚それぞれに押印してください

非課税貯蓄申告書		平成 年 月 日	
税務署長殿		組合員証記号	503
		番号	12345
郵便番号	371-△△△△	個人番号	123456789012
フリガナ	マエバシシモトソウジャマチ		
住所	前橋市元総社町335番地の8		
フリガナ	トネガワ	タロウ	
氏名	利根川 太郎	生年月日	平成 4年 1月 10日

下記の貯蓄につき所得税法第10条第1項の規定の適用を受けたいので、この旨申告します。

区分	貯蓄の受入機関の営業所等	最高限度額
非課税扱いの申告をする貯蓄	所在地	前橋市元総社町335番地の8
	名称	群馬県市町村職員共済組合
既に非課税扱いの申告をしている貯蓄	名称	東西銀行前橋支店
最高限度額の合計額		350
(摘要)		
	営業所番号	2-0000604

種別	証印
預貯金	

障害者等の事実	障害者その他
確認書類の名称	

貯蓄の受入機関の受理日付印

フリガナを必ず記入してください

組合で記入します

組合で押印します

- (ア) この申告書は、税務署用、共済組合控、本人控の3枚となっていますので、すべてに記入及び押印のうえ提出してください。
- (イ) 提出年月日欄は共済組合で記入しますので、貯金者においては、記入しないでください。また、生年月日の該当する年号の番号を○で囲み、その年月日を記入してください。
- (ウ) 個人番号欄には行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記入してください。
- (エ) 最高限度額は、1万円の整数倍の数字を記入してください。また、最高限度額の合計額は350万円を超えることはできません。
- (オ) 種別、証印、障害者等の事実、確認書類の名称、営業所番号の各欄は組合で記入しますので貯金者においては記入しないでください。
- (カ) 個人番号確認のため、障害者等であることが確認できる公的書類と併せて、次に掲げるいずれかの書類を提出してください。
 - a 個人番号カードのコピー（個人番号の記載のある面）
 - b 在住市町村長から交付された個人番号通知カードのコピー
 - c 個人番号記載の住民票の写しのコピー（障害者等であることの確認書類を兼ねる場合は、住民票の写しとして交付された原本。）